

この項は、本データ集を利用していただくための重要な手引となる部分ですので、前もって必ずお読みください。

I. 目的と適用

平成17年11月2日に公布され、平成18年4月1日に施行された改正労働安全衛生法第28条の2において、事業者は、設備、原材料、作業等の危険性又は有害性等を調査し（リスクアセスメントの実施）、その結果に基づいて必要な措置（リスク低減のための保護法策）を講ずるよう努めなければならないこととされ、職場における様々なリスクについてリスクアセスメントを行うための大臣指針が公表されたところである。そして、「機械の包括的な安全基準に関する指針」（以下「包括指針」という。）は大臣指針の詳細指針と位置づけられた。この改正により、機械を使用する事業者はもとより、機械を設計製造する事業者にとっても、リスクアセスメント実施の意義は大変大きくなったと言える。

本データ集は、機械の製造者が、自ら設計製造する機械設備についてリスクアセスメントを実施しようとするときに参考にできることを主な目的として、さらに、機械設備を使用している事業者が、新規導入又は既存の機械設備についてリスクアセスメントを実施しようとするときにも参考にできる事例を加えて、作成したものであり、機械設備に関するリスクアセスメント実施事例をデータという位置づけで紹介することを中心としている。

本データ集の利用に当たっては、まず、利用者の実情に近い事例を参考にさせていただくのがよいと考えられる。各事例の内容については、「Ⅲ. リスクアセスメント事例」の「0. 事例の概要」および各事例の冒頭に各々の事例の特徴を記載してあるので、参考とされたい。また、事例は機械メーカーを中心に、幅広い業種にわたるよう考慮して収集したが、適当な事例がない場合であっても、全体を見渡すことにより、部分的に参考にできる箇所があるものと思う。

本データ集を活用する上での注意点として、次の点に留意していただく必要がある。

本データ集に記載した事例は、現在の日本ではいずれも優れた事例ではあるが、「お手本」として完全なものではない。わが国では、国際的に最新とされる機械設備による災害防止体系【機械のリスクアセスメントとそれに基づく保護方策の実施】を本格的に採用し、実行している事例はまだ多くはなく、採用していても導入後の経緯は必ずしも長くない。したがって、いずれの事例も日々見直しを進めながら改善を図っている段階のものである。

そこで、本データ集では、実施事例の他に、機械設備のリスクアセスメントの進め方の概要などを、本文（Ⅱ. 「機械設備のリスクアセスメントの要点」）および付録2に記載した。これらの部分は、リスクアセスメントを所期の目的に添って実施するための基礎となるものであるから、事例と併せて参照していただくことが必要である。利用者各位が各自の立場からリスクアセスメントを行う場合、これらを活用していただくことにより、リスクアセスメントをより有効に実施していただけるようになるものと考えている。

なお、特に注意を要すると考えられる点を以下に記載する。